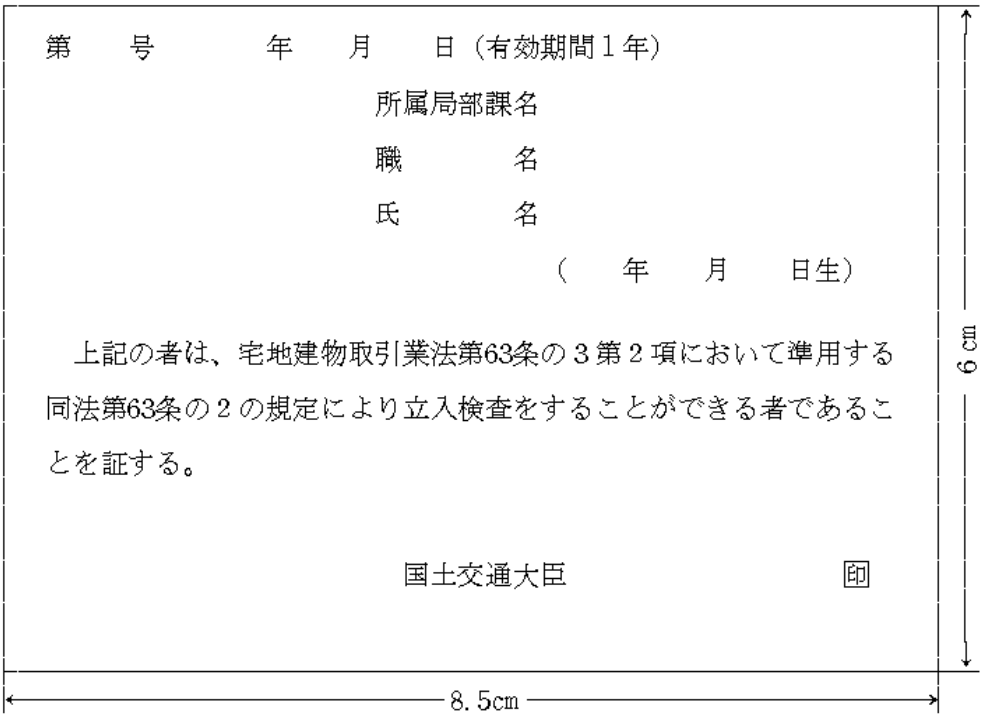
様式第十六号の五（第二十五条の十関係）（昭63建令23・追加、平６建令２・平12建令41・一部改正）

表



裏

宅地建物取引業法抜すい

第63条の2　国土交通大臣は、手付金等保証事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定保証機関に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第63条の3　〔略〕

２　前節（第51条第１項、第57条から第60条まで及び第62条第２項第６号を除く。）の規定は、指定保管機関について準用する。〔後段略〕